

法務省民二第 175 号

平成 29 年 3 月 23 日

法務局民事行政部長 殿

(福岡を除く。)

地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長

(公印省略)

被相続人の同一性を証する情報として住民票の写し等が提供された場合における相続による所有権の移転の登記の可否について (通知)

標記について、別紙甲号のとおり福岡法務局民事行政部長から当職宛てに照会があり、別紙乙号のとおり回答しましたので、この旨貴管下登記官に周知方お取り計らい願います。

【別紙甲号】

不登第 51 号

平成 29 年 3 月 7 日

法務省民事局民事第二課長 殿

福岡法務局民事行政部長

被相続人の同一性を証する情報として住民票の写し等が提供された場合における相続による所有権の移転の登記の可否について（照会）

相続による所有権の移転の登記（以下「相続登記」という。）の申請において、所有権の登記名義人である被相続人の登記記録上の住所が戸籍の謄本に記載された本籍と異なる場合には、相続を証する市区町村長が職務上作成した情報（不動産登記令（平成 16 年政令第 379 号）別表の 22 の項添付情報欄）の一部として、被相続人の同一性を証する情報の提出が必要であるところ、当該情報として、住民票の写し（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 5 号、第 12 条。ただし、本籍及び登記記録上の住所が記載されているものに限る。）、戸籍の附票の写し（同法第 17 条、第 20 条。ただし、登記記録上の住所が記載されているものに限る。）又は所有権に関する被相続人名義の登記済証（改正前の不動産登記法（明治 32 年法律第 24 号）第 60 条第 1 項）の提供があれば、不在籍証明書及び不在住証明書など他の添付情報の提供を求めることなく被相続人の同一性を確認することができ、当該申請に係る登記をすることができると思えますが、いささか疑義がありますので照会します。

【別紙乙号】

法務省民二第 174 号

平成 29 年 3 月 23 日

福岡法務局民事行政部長 殿

法務省民事局民事第二課長

(公印省略)

被相続人の同一性を証する情報として住民票の写し等が提供された場合における相続による所有権の移転の登記の可否について（回答）

本月 7 日付け不登第 51 号をもって照会のありました標記の件については、貴見のとおり取り扱われて差し支えありません。

被相続人の（住所の）同一性を証する情報として、次のいずれかの情報を提供した場合、不在籍証明書及び不在住証明書など他の証明情報を提供する必要はない

1. 登記記録上の住所が本籍に記載された戸籍謄本
2. 本籍及び登記記録上の住所が記載された住民票の写し
3. 登記記録上の住所が記載された戸籍の附票の写し
4. 被相続人名義の所有権に関する登記済証

平成 29 年 4 月 5 日 司法書士武田事務所